

利根町告示第47号

令和5年第2回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月2日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和5年5月10日

2. 招集の場所 利根町議会議場

3. 付議事件

- (1) 議長の選挙について
- (2) 副議長の選挙について
- (3) 議席の指定について
- (4) 会議録署名議員の指名
- (5) 会期の件
- (6) 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任について
- (7) 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の選挙について
- (8) 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について
- (9) 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- (10) 茨城県南水道企業団議会議員の選挙について
- (11) 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- (12) 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- (13) 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- (14) 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- (15) 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- (16) 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について
- (17) 令和4年度利根町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について
- (18) 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- (19) 利根町監査委員の選任について

令和5年第2回利根町議会臨時会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	5. 10	水	本 会 議	開会 議長選挙 副議長選挙 ----- 常任委員会及び議会運営委員会委員 の選任 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員選挙 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会 議員選挙 茨城県南水道企業団議会議員選挙 茨城県後期高齢者医療広域連合議会 議員選挙 提出議案 説明・質疑・討論・採決 〈議案〉議案第31号～議案第38号 閉会	午前10時 午後1時10分

令和5年第2回
利根町議会臨時会会議録

令和5年5月10日 午前10時10分開会

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	7番	船川京子君
2番	本谷孝君	8番	井原正光君
3番	佐藤眞一君	9番	五十嵐辰雄君
4番	峯山典明君	10番	山崎誠一郎君
5番	石井公一郎君	11番	大越勇一君
6番	新井邦弘君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	大越達也君
政 策 企 画 課	長	布袋哲朗君
財 政 課	長	蜂谷忠義君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀谷英一君
税 務 課	長	鈴木壮君
住 民 課	長	永田幸夫君
福 祉 課	長	服部豊君
子 育 て 支 援 課	長	松永重生君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		勝村健君
生 活 環 境 課	長	飯島弘君
保 險 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		松本浩睦君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		大越聖之君
建 設 課	長	大越正博君
ま ち 未 来 創 造 課	長	清水敬子君
会 計 課	長	本谷幸洋君
学 校 教 育 課	長	中村寛之君

生涯学習課長 弓削紀之君
指導課長 丹晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会議務局長 宮本正裕
書記 辰尾尚美
書記 齋藤リマ

1. 会議録署名議員

1番 山崎敬子君
2番 本谷孝君

1. 議事日程

議事日程第1号

令和5年5月10日（水曜日）

午前10時10分開会

（日程その1）

日程第1 仮議席の指定について
日程第2 議長選挙について

（日程その2）

日程第1 副議長選挙について
日程第2 議席の指定について
日程第3 会議録署名議員の指名
日程第4 会期の件
日程第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任について
日程第6 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の選挙について
日程第7 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙について
日程第8 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
日程第9 茨城県南水道企業団議会議員の選挙について
日程第10 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第11 議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
日程第12 議案第32号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

- 日程第13 議案第33号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第14 議案第34号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第15 議案第35号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第16 議案第36号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について
- 日程第17 議案第37号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第18 議案第38号 利根町監査委員の選任について

1. 本日の会議に付した事件

（日程その1）

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙について

（日程その2）

日程第1 副議長選挙について

日程第2 議席の指定について

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の件

日程第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任について

日程第6 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員選挙について

日程第7 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員選挙について

日程第8 稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員選挙について

日程第9 茨城県南水道企業団議会議員選挙について

日程第10 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

日程第11 議案第31号

日程第12 議案第32号

日程第13 議案第33号

日程第14 議案第34号

日程第15 議案第35号

日程第16 議案第36号

日程第17 議案第37号

日程第18 議案第38号

午前10時10分開会

〔議会事務局長宮本正裕君登壇〕

○議会事務局長（宮本正裕君） 議会事務局長の宮本です。

本臨時会は、先般執行されました利根町議会議員一般選挙後、初めての議会です。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

本日出席されております議員の中で五十嵐辰雄議員が年長議員でありますので、御紹介させていただきます。

五十嵐議員には議長席にお着きくださいますようお願いいたします。

〔臨時議長五十嵐辰雄君着席〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） おはようございます。ただいま紹介されました五十嵐辰雄でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回利根町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 日程に先立ちまして、ここで町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さんおはようございます。令和5年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、議員の皆様におかれましては、去る4月23日に執行されました町議会議員の選挙におきまして、町民の期待を担い、めでたく当選の栄を得られ、本日ここに初の議会に臨まれますこと、誠におめでとうございます。改めまして心からお祝いを申し上げますとともに、まちづくりの将来像である「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向け、町民、行政及び議会が一体となって、魅力あるまちを共につくり上げていきたいと思っておりますので、議員の皆様により一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは本日、私のほうから御提案いたしました議案の概要を申し上げます。

今回の提出議案は、専決処分が7件、人事案件が1件の合計8件の御審議をお願いする

ものでございます。

議案第31号は利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第32号は利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第33号は利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第34号は利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第35号は利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第36号は令和4年度利根町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について、議案第37号は令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、いずれの議案も地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を得るものであります。

議案第38号は利根町監査委員の選任について、利根町大字布川3311番地2、新井邦弘氏を利根町監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の概要について御説明いたしました。詳細については担当課長から御説明いたしますので、お手元の議案書により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 発言が終わりました。

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 次に、執行部の自己紹介を総務課長から着席順に自席でお願いいたします。

○総務課長（大越達也君） 総務課長の大越達也です。どうぞよろしくお願いいたします。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 政策企画課長の布袋哲朗です。どうぞよろしくお願いいたします。

○財政課長（蜂谷忠義君） 財政課長の蜂谷忠義です。どうぞよろしくお願いいたします。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 防災危機管理課長の亀谷英一です。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課長（鈴木 壮君） 税務課長の鈴木 壮です。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長（服部 豊君） 福祉課長の服部 豊です。よろしくよろしくお願いいたします。

○子育て支援課長（松永重生君） 子育て支援課長の松永重生です。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉センター所長（勝村 健君） 保健福祉センター所長の勝村 健です。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（海老澤 勤君） 教育委員会教育長海老澤 勤です。よろしくよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（中村寛之君） 学校教育課長の中村寛之です。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（弓削紀之君） 生涯学習課長の弓削紀之です。どうぞよろしくお願いたします。

○指導課長（丹 晴幸君） 指導課長の丹 晴幸です。どうぞよろしくお願いたします。

○まち未来創造課長（清水敬子君） まち未来創造課長の清水敬子です。どうぞよろしくお願いたします。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 農業政策課長兼農業委員会事務局長の大越聖之です。よろしくお願いたします。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） 保険年金課長兼国保診療所事務長の松本浩睦です。どうぞよろしくお願いたします。

○生活環境課長（飯島 弘君） 生活環境課長の飯島 弘と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○建設課長（大越正博君） 建設課長の大越正博です。どうぞよろしくお願いたします。

○住民課長（永田幸夫君） 住民課長の永田幸夫です。どうぞよろしくお願いたします。

○会計課長（本谷幸洋君） 会計課長の本谷幸洋です。どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 執行部の自己紹介が終わりました。

次に、議員の自己紹介をお願いいたします。1番議席の議員から着席順に自席でお願いいたします。

○1番（山崎敬子君） 山崎敬子と申します。よろしくお願いたします。

○2番（本谷 孝君） 本谷 孝でございます。よろしくお願いたします。

○3番（佐藤眞一君） 佐藤眞一です。よろしくお願いたします。

○4番（峯山典明君） 峯山典明と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○5番（山崎誠一郎君） 山崎誠一郎でございます。議会改革に努めたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○6番（大越勇一君） おはようございます。大越勇一でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○7番（石井公一郎君） 石井公一郎です。よろしくお願いたします。

○8番（井原正光君） 井原正光です。よろしくお願いたします。

○9番（新井邦弘君） 新井邦弘です。皆さんどうかよろしくお願いたします。

○10番（船川京子君） 船川京子です。よろしくお願いたします。

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 以上で自己紹介を終わります。

本日の議事日程は、タブレットにお送りしているとおりであります。

これから議事日程その1に入ります。

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 日程第1，仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 日程第2，議長の選挙を行います。

選挙の方法は，地方自治法第118条第1項の規定により，投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に，立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により，立会人に山崎敬子議員，本谷 孝議員，佐藤眞一議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔書記投票用紙を配付〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

なお，白票及び同姓，同じ姓の複数の場合は，姓のみ記入票は無効です。申し上げます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

それでは御記入願います。

投票箱を点検します。

〔書記投票箱を改む〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので，順番に投票願います。

○議会事務局長（宮本正裕君） 議席番号と氏名を読み上げます。

〔宮本事務局長氏名を点呼，各員順次投票〕

1	番	山	崎	敬	子	議員
2	番	本	谷	孝		議員
3	番	佐	藤	眞	一	議員
4	番	峯	山	典	明	議員
5	番	山	崎	誠	一	議員
6	番	大	越	勇	一	議員
7	番	石	井	公	一	議員
8	番	井	原	正	光	議員
9	番	新	井	邦	弘	議員
10	番	船	川	京	子	議員

11 番 五十嵐 辰 雄 議員

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山崎敬子議員，本谷 孝議員，佐藤眞一議員，開票の立会いをお願いいたします。

〔山崎敬子議員，本谷 孝議員，佐藤眞一議員立会いの上開票〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 ゼロです。

有効投票のうち

大 越 勇 一 議員 6 票

井 原 正 光 議員 4 票

本 谷 孝 議員 1 票

以上のお通りです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって，大越勇一議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（五十嵐辰雄君） ただいま議長に当選された大越勇一議員が議場におられますので，会議規則第33条第2項の規定により，当選の告知をいたします。

当選された大越勇一議員の挨拶をお願いいたします。

大越勇一議長。

〔議長大越勇一君登壇〕

○議長（大越勇一君） ただいま議長の大役を拝命いたしました大越勇一でございます。

大好きな利根町の発展のために精いっぱい頑張っております。

利根町は豊かな自然環境や歴史，文化に恵まれ，多くの人々に愛されてまいりました。しかし，少子高齢化などいろいろな課題に直面しております。地域経済の活性化や福祉の向上，そして災害対策の強化など，私たち議員は利根町の未来に向かって，町民の皆様と共に取り組んでいく必要があると考えます。また，私は議会運営の透明性と公正性を確保し，議員の皆様と共に誠実かつ責任ある行動を取り，町民の皆様から信頼される議会運営を目指してまいります。今後とも御指導，御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

○臨時議長（五十嵐辰雄君） 議長が決定しましたので，臨時議長の職務はこれをもって終了いたしました。御協力ありがとうございました。

本席を議長と交代いたします。

大越勇一議長，議長席にお着きください。

〔臨時議長五十嵐辰雄君退席，議長大越勇一君着席〕

○議長（大越勇一君） これから日程その2に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1，副議長の選挙を行います。

選挙の方法は，地方自治法第118条第1項の規定により，投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（大越勇一君） ただいまの出席議員は11名です。

次に，立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により，立会人に峯山典明議員，山崎誠一郎議員，石井公一郎議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔書記投票用紙を配付〕

○議長（大越勇一君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

なお，白票及び同姓，同じ姓が複数の場合に，姓のみを記入した票は無効票となることを申し添えます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

それでは御記入願います。

投票箱を点検します。

〔書記投票箱を改む〕

○議長（大越勇一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので，順番に投票願います。

○議会事務局長（宮本正裕君） 議席番号と氏名を読み上げます。

〔宮本事務局長氏名を点呼，各員順次投票〕

1	番	山	崎	敬	子	議員
2	番	本	谷		孝	議員
3	番	佐	藤	眞	一	議員
4	番	峯	山	典	明	議員
5	番	山	崎	誠	一	議員
6	番	大	越	勇	一	議員

7 番 石井公一郎 議員
8 番 井原正光 議員
9 番 新井邦弘 議員
10 番 船川京子 議員
11 番 五十嵐辰雄 議員

○議長（大越勇一君） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

峯山典明議員，山崎誠一郎議員，石井公一郎議員，開票の立会いをお願いいたします。

〔峯山典明議員，山崎誠一郎議員，石井公一郎議員立会いの上開票〕

○議長（大越勇一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち

山崎 誠一郎 議員 5票

石井 公一郎 議員 4票

船川 京子 議員 1票

井原 正光 議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって，山崎誠一郎議員が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大越勇一君） ただいま副議長に当選された山崎誠一郎議員が議場におられますので，会議規則第33条第2項の規定により，当選の告知をいたします。

当選された山崎誠一郎議員の挨拶をお願いいたします。

山崎誠一郎副議長。

〔副議長山崎誠一郎君登壇〕

○副議長（山崎誠一郎君） ただいま副議長を拝命いたしました山崎誠一郎でございます。

今後，大越新議長を補佐し，円滑なる議会運営及び町政発展に全力で取り組む所存でございます。さらには今後，大きな変革が予想されます行政DX及び自治体DX，すなわちデジタルとICTでございますが，この波に当議会が乗り遅れることのないよう全力で取り組む所存でございます。どうか皆様よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（大越勇一君） 副議長の挨拶が終わりました。
暫時休憩いたします。再開を午後 1 時10分といたします。
議員の皆様は全員協議会室へお集まりください。

午前 1 0 時 3 7 分休憩

午後 1 時 1 0 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第 2，議席の指定を行います。

議席は，会議規則第 4 条第 1 項の規定により，議長において指定いたします。議席番号及び氏名を議会事務局長に朗読させます。

宮本議会事務局長。

〔議会事務局長宮本正裕君登壇〕

○議会事務局長（宮本正裕君） 議席番号と氏名を朗読いたします。

1	番	山 崎 敬 子	議員
2	番	本 谷 孝	議員
3	番	佐 藤 眞 一	議員
4	番	峯 山 典 明	議員
5	番	石 井 公 一 郎	議員
6	番	新 井 邦 弘	議員
7	番	船 川 京 子	議員
8	番	井 原 正 光	議員
9	番	五十嵐 辰 雄	議員
1 0	番	山 崎 誠 一 郎	議員
1 1	番	大 越 勇 一	議員

以上です。

○議長（大越勇一君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。議席の移動をお願いいたします

○議長（大越勇一君） 日程第 3，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第125条の規定により，

1 番 山 崎 敬 子 議員
2 番 本 谷 孝 議員

を指名いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第4，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第5，常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の構成員を議会事務局長に朗読させます。

宮本議会事務局長。

〔議会事務局長宮本正裕君登壇〕

○議会事務局長（宮本正裕君） 各常任委員会及び議会運営委員会の構成員を朗読します。

総務産業建設委員会委員，五十嵐辰雄議員，井原正光議員，船川京子議員，大越勇一議員，山崎誠一郎議員，本谷 孝議員，以上6名。

次に，厚生文教委員会委員，新井邦弘議員，石井公一郎議員，峯山典明議員，佐藤眞一議員，山崎敬子議員，以上5名。

次に，議会運営委員会委員，井原正光議員，五十嵐辰雄議員，船川京子議員，山崎誠一郎議員，新井邦弘議員，佐藤眞一議員，以上6名。

以上です。

○議長（大越勇一君） お諮りいたします。

ただいま議会事務局長が朗読したとおり指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって，各常任委員会委員及び議会運営委員会委員は議会事務局長が朗読したとおり選任することに決定いたしました。

この後，全員協議会室または会議室において直ちに正副委員長の互選を行い，その結果を報告願います。

暫時休憩いたします。会議の再開は，各委員会の正副委員長が決まり次第，再開いたします。

午後1時13分休憩

午後1時17分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に、各常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長が互選されました。議長にその結果の報告がありましたので、報告いたします。

総務産業建設委員会は井原正光委員長，五十嵐辰雄副委員長。厚生文教委員会は新井邦弘委員長，佐藤眞一副委員長。議会運営委員会は船川京子委員長，井原正光副委員長。

以上のとおりです。

ここで、各委員長の挨拶をお願いいたします。

井原正光総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長井原正光君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（井原正光君） 総務産業建設常任委員長に就任いたしました井原正光でございます。

いろいろ御批判は御批判として受けまして、しっかりとその責を全うしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘厚生文教委員長。

〔厚生文教常任委員長新井邦弘君登壇〕

○厚生文教常任委員長（新井邦弘君） 一言御挨拶を申し上げます。

このたび委員各位の御推挙によりまして、厚生文教常任委員長の要職に就くことになりました。委員各位の御厚意に深く感謝申し上げますとともに、この常任委員会が取り組むべき課題の重要さを考えますと身の引き締まる思いでございます。厚生文教常任委員会は、今年4月から利根小学校ということで、3校が合併になりました。その動向を私たち文教委は絶えず見守って行って、この議会でいろいろ問題を討議したいと思います。これから皆さんよろしくお願ひいたします。

○議長（大越勇一君） 船川京子議会運営委員長。

〔議会運営委員長船川京子君登壇〕

○議会運営委員長（船川京子君） 議会運営委員長に就任いたしました船川京子です。

議長の諮問機関としてのその役割を誠実に果たし、円滑なる議会運営のために真剣に尽力してまいりますので、どうか皆様よろしくお願ひいたします。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第6，龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の選挙を行います。

なお，組合格約により4名を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法については，地方自治法第118条第2項の規定により，指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって，選挙の方法は指名推選で行う

ことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員に、山崎誠一郎議員、五十嵐辰雄議員、山崎敬子議員、佐藤眞一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました山崎誠一郎議員、五十嵐辰雄議員、山崎敬子議員、佐藤眞一議員を龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました山崎誠一郎議員、五十嵐辰雄議員、山崎敬子議員、佐藤眞一議員が龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員に当選されました。

山崎誠一郎議員、五十嵐辰雄議員、山崎敬子議員、佐藤眞一議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員を代表して、山崎誠一郎議員から挨拶をお願いいたします。

〔龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員山崎誠一郎君登壇〕

○龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会議員（山崎誠一郎君） 山崎でございます。今、名前が4名上がりましたが、山崎敬子議員、佐藤眞一議員、それと五十嵐辰雄議員、それと私4名で塵芥処理組合のメンバーとなっております。

御存じのように、この塵芥処理は、利根町、龍ヶ崎市、河内町の3自治体のごみの焼却をどのように円滑に進めていくかという問題が大きなテーマでございます。それは当然のことなんですが、現在、稲敷広域消防の関係、それと衛生組合、この塵芥の3組合の統合の問題が昨年からずっと行ってきております。それを円滑に進めて、今後10年先のごみ処理がうまく行くか、行くようにということが大前提でございます。それを今進めているところでございますので、引き続きこの大きな問題に一生懸命尽くしていきたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第7、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙を行います。

なお、組合規約により2名を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名選挙で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に、井原正光議員、峯山典明議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました井原正光議員、峯山典明議員を龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました井原正光議員、峯山典明議員が龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選されました。

井原正光議員、峯山典明議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

龍ヶ崎地方衛生組合議会議員を代表して、峯山典明議員から挨拶をお願いいたします。

〔龍ヶ崎地方衛生組合議会議員峯山典明君登壇〕

○龍ヶ崎地方衛生組合議会議員（峯山典明君） 4番峯山典明です。井原正光議員とともに龍ヶ崎地方衛生組合議会の議員に選出されました。

私は4年前に引き続き、2期連続の龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に選出され、井原正光議員は経験豊富な議員であります。引き続き、町のため慎重に提案された議案に対し、審議するとともに、一生懸命利根町のために働いてまいります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第8、稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

なお、組合規約により2名を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に、石井公一郎議員、本谷 孝議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました石井公一郎議員、本谷 孝議員を稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました石井公一郎議員、本谷 孝議員が稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

石井公一郎議員、本谷 孝議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員を代表して、石井公一郎議員から挨拶をお願いいたします。

〔稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員石井公一郎君登壇〕

○稲敷地方広域市町村圏事務組合議会議員（石井公一郎君） 私と本谷議員が稲敷地方広域市町村圏事務組合のほうに行くことになりました。

消防が稲敷地方広域市町村圏事務組合の仕事でありまして、住民の生命、財産を守るといふようなことでもあります。それに本年度、令和5年10月には利根庁舎が完成するといふようなことでありまして、消防については私と本谷議員で一生懸命やっていきたいといふように思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第9、茨城県南水道企業団議会議員の選挙を行います。

なお、企業団規約により2名を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

茨城県南水道企業団議会議員に、船川京子議員、私、大越勇一を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました船川京子議員、私、大越勇一を茨城県南水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました船川京子議員、私、大越勇一が茨城県南水道企業団議会議員に当選されました。

船川京子議員、私、大越勇一が議場におります。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

茨城県南水道企業団議会議員を代表して、船川京子議員から挨拶をお願いいたします。

〔茨城県南水道企業団議会議員船川京子君登壇〕

○茨城県南水道企業団議会議員（船川京子君） 茨城県南水道企業団議会議員に当選させていただきます。船川京子です。

大越議長とともに誠心誠意務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第10、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

なお、広域連合規約により1名を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、新井邦弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました新井邦弘議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました新井邦弘議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

新井邦弘議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

新井邦弘議員から挨拶をお願いいたします。

〔茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員新井邦弘君登壇〕

○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員（新井邦弘君） ただいま選ばれました新井でございます。

私も5月の末で、前期高齢者の仲間入りになります。そして、あと10年後には、後期高齢者の仲間になります。今100歳時代と言われておりますけれども、この高齢化時代を取り巻くいろいろな諸問題を、44市町村1人ずつ代表で毎月2回ぐらい会合があると思えます。そこでいろいろな人たちと議論を交わしながら、この問題を取り組んでいきたいと思えます。どうか皆さんよろしくをお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

次の日程に入る前に、議員各位に申し上げます。質疑は、議題となっている事件について疑義をただすために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行われぬよう申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第11、議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例の専

決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

鈴木税務課長。

〔税務課長鈴木 壮君登壇〕

○税務課長（鈴木 壮君） それでは、議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして補足して御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことから税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により同年3月31日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

主な改正の内容でございますが、令和6年度からスタートいたします森林環境税の導入に伴う改正でございます。森林環境税は、国内に住所を有する個人を納税義務者として課する国税でございます。税額は年額1,000円となります。また、賦課徴収につきましては、市町村が個人住民税の均等割の枠組みを用いて行い、都道府県を經由して国に払い込まれる形となります。その税収は、森林環境譲与税として、都道府県、また市町村へ交付をされる形となります。

なお、平成26年度より東日本大震災を教訓とする防災のための財源である復興特別税を年額1,000円課税しておりますけれども、こちらは令和5年度をもって終了となることから、森林環境税導入後における賦課徴収する均等割の額につきましては変更はございません。

それでは、参考資料の2、新旧対照表1ページ目をお願いいたします。

第34条の9は、所得割から配当割額または株式等譲渡所得割の控除に関する規定でございます。森林環境税法の施行に伴い、地方税法の還付規定並びに地方税法施行令の充当の規定につきましても森林環境税の導入に対応したものに規定を改めるものでございます。

第36条の3の2は、町民税の給与所得者の扶養親族等申告書の規定でございます。新たに第2項として、申告書に記載すべき事項が前年に提出した申告書と扶養親族の移動がない場合には変更がない旨の記載になるなど、申告書の記載が簡略された旨、規定を加えるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第38条、第41条、4ページの第44条、少し飛びまして、7ページの第47条の2につきましては、町民税の徴収方法、納税通知書並びに給与所得、公的年金等の特別徴収の規定でございます。森林環境税の導入に伴い、徴収の規定に森林環境税を徴収する規定を設け、また、納税通知書の記載に森林環境税を加えるものでございます。また、住民税につきまして、特別徴収をする給与所得並びに公的年金等に係る均等割等につきましても森林環境税を含む旨、規定を改めるものでございます。そのほか文言についても改めるものでござ

います。

戻りまして、6ページをお願いいたします。

第46条は、給与の特別徴収の納入の手續に関する規定でございまして、現在定められている納付書の様式に加え、新たにe L T A X（エルタックス）を通じた電子納税などに対応できる納付書を加えるものでございます。

8ページの第47条の6につきましては、給与所得並びに公的年金等の特別徴収課税額から普通徴収税額の繰入れに関する規定でございまして、特別徴収の方法によって徴収をされなくなった場合、普通徴収への繰入れを行います。既に納入済みの税額が繰入れ後の税額を超える場合には納税者に還付、また、未納等があった場合には充当を行います。森林環境税が導入され、市町村が徴収した森林環境税に係る過誤納金につきましても、市町村徴収金関係過誤納金とし、納付、納入に関することを市町村に委託したものと規定を整備するものでございます。また、そのほか文言につきましても改めるものでございます。

9ページをお願いいたします。

第48条、10ページの第50条は、法人町民税の申告納付並びに納付の手續に関する規定でございまして、第46条の改正同様、現在定められている納付書の様式に加え、電子納税に対応できる納付書を加えるものでございます。

11ページをお願いいたします。

第82条は、軽自動車の種別割の税率に関する規定でございまして、道路交通法等の改正により、電動キックボードを対象とした特定小型原動機付自転車の区分を新たに創設するものでございます。

第98条、12ページの第101条は、たばこ税の申告納付並びに納付の手續に関する規定でございまして、法人町民税の改正同様、現在定められている納付書の様式に加えまして、新たに電子納税に対応できる納付書を加えるものでございます。

13ページをお願いいたします。

附則第8条の規定は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例に関する規定で、適用期限を3年間延長するものでございます。

15ページの附則第10条の2の第19項として、固定資産税等の課税標準の特例に関する規定でございしますが、こちらは、地方税法等の附則第64条で規定いたします新型コロナウイルス感染症に係る先端設備等に該当する家屋、また、償却資産の特例期間が令和4年度をもって終了したことから規定を削除するものでございます。

戻りまして、14ページをお願いいたします。

附則第10条の2は、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の割合の規定でございまして。第3項から第17項までにつきましては、法の改正に伴い、引用している項を改めるものでございます。また、第19項として、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの固定資産税の減額措置が創設されましたので、新たに規定を追加するもので

ございます。

なお、減額の割合につきましては、国の参酌基準を用いり3分の1とし、また、附則の第10条の3第12項として、その減額措置の申告手続の規定を加えるものでございます。

17ページをお願いいたします。

附則第15条の2、附則第15条の6は、環境性能割の非課税並びに税率の特例に関する規定で、令和3年12月31日の適用期間終了後延長しておりました臨時的軽減措置がこのたび終了したことから、規定を削除するものでございます。

附則第15条の2の2、21ページの附則第16条の2の規定は、環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、自動車メーカーによる燃費性能や排ガスの不正行為に関する税制上の再発防止策を自動車メーカーに負わせる特例措置として、環境性能割及び種別割の納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げるものでございます。

戻りまして、18ページをお願いいたします。

附則第16条は、種別割の税率の特例の規定でございまして、環境制度のよい車両を普及していく観点から、グリーン化特例の適用期限を延長するものでございます。営業用乗用車に限り、燃費基準の達成に応じて、50%軽減を3年間、25%軽減を2年間延長し、また、電気軽自動車などにつきましては、75%軽減を3年間延長するものでございます。そのほか軽減の適用終了に伴い、規定を削除するものでございます。

21ページをお願いいたします。

附則第17条の2は、譲渡所得に係る町民税の特例の規定でございまして、優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和8年度分の住民税まで延長を行うものでございます。

23ページから25ページにかけましては、各条文の施行日と経過措置の規定となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番佐藤眞一議員。自席で。

○3番（佐藤眞一君） ここでいいですよ。

森林環境税というものは復興税に代わるものと先ほど御説明ありましたけれども、その目的というか、いまひとつ分からないんですけれども、それを。国税ですよ。そしてそれは、市町村にまた還元して戻ってくるわけですね、市町村の森林環境税。

どういうところに使われるか、お聞きしたいんですけれども。質問の意味分かりますか、大丈夫ですか。

○議長（大越勇一君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 壮君） それではお答えをいたします。

森林環境税は、先ほどの復興特別税に代わって、変わる税ではございません。復興特別税が令和5年度までの課税となりますので、令和5年度で終了し、新たに令和6年度から森林環境税というのが、もう既に平成31年度の税制改正からスタートしております。その徴収が、令和6年度から徴収をスタートするというような内容となっております。森林環境税を徴収、こちら国税でございますので、国税を徴収した後、市町村に森林環境贈与税という形で、都道府県、また市町村に交付をされるという形になります。

森林環境譲与税の使途とか使い道、そういったものについては、主に間伐とか人材育成、担い手の確保、木材関係の利用の促進とか森林整備及びその促進に関する費用に充てることができるという形で明記されております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） よろしいですか。

○3番（佐藤眞一君） はい。

○議長（大越勇一君） 3回目までできますけれども。

立って発言ください。

○3番（佐藤眞一君） それでは追加質問いたしますけれども、復興税が目的税というか消費税を……何ですかね。福祉のために徴収すると言いながら、実際にはほかの目的に使われたということを聞いているのですね。だからそれは、目的はもう決められた使用になるんですか。それとも、ほかの費用にも充てられるんでしょうか。要するに、目的税になっているかどうかということ。

だから、森林環境税ということですから、森林環境とかの保全のみに使われる税金なのか。それとも、ほかのところの用途にも使えるのかということをお聞きします。

○議長（大越勇一君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 森林環境譲与税の使途についてでございますけれども、先ほど税務課長のほうからも説明あったとおり、平成30年の税制改正の大綱において、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用として使えるというふうになっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑ありませんか。

4番 峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 4番 峯山典明であります。

附則第10条の3の12、マンションの固定資産税の減額に対象となる工事は、何がございませぬか。

○議長（大越勇一君） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 壮君） それではお答えいたします。

大規模修繕工事の内容ということでございますけれども、こちらはまず、1点目、外壁の塗装の工事、2点目は床の防水工事がございます。最後、3点目が屋根の防水工事、それを含めた形が修繕工事という形になります。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第31号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

本案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 賛成全員です。したがって、議案第31号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第12、議案第32号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。

鈴木税務課長。

〔税務課長鈴木 壮君登壇〕

○税務課長（鈴木 壮君） 議案第32号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして補足して御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことから、都市計画税条例につきましても一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により同年3月31日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

参考資料の2、新旧対照表1ページ目をお願いいたします。

改正箇所は、附則のみの改正となります。

附則第2項から第5項は、わがまち特例の規定でございまして、法令の改正に伴い、引用する項を改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

附則第16項の改正でございますが、こちらも法令の改正に伴い、引用する項を改めるものでございます。

附則でございますが、施行期日は令和5年4月1日より施行するものでございます。

以下、事項につきましては、経過措置の規定でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第32号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締切ります。

賛成全員です。したがって、議案第32号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第13、議案第33号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） 議案第33号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明いたします。

こちらは、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり令和5年3月28日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、参考資料1をお願いいたします。

今回の改正理由は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令、令和5年政令第23号が令和5年4月1日から施行されることに伴い、出産育児一時金の一部を改める必要があるため、改正したものでございます。

次に、改正内容について御説明いたします。

参考資料2の新旧対照表にて御説明いたします。

第7条の出産育児一時金の改正となります。現行の40万8,000円から48万8,000円に改めるものでございます。

次に、附則としまして、第1項の施行期日は、この条例は令和5年4月1日から施行す

るものでございます。第2項の経過措置は、施行日前に出産した被保険者に係る利根町国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 今回改正されまして、引上げたことについてはいいと思いますけれども、引き上げられたのだけれども、この48万8,000円の対象外の人もあるわけですね。受けられない人、つまり非世帯……何だ……低所得者等の非課税世帯とありますね。

この辺の町としての対策というか、それはどのように考えているのか、お聞きしたいです。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） 今回の改正は、あくまでも国民健康保険に加入している被保険者には全て対象となりますので、非課税世帯の方々でも国民健康保険に加入していれば対象となります。そのほか社会保険等になれば、社会保険のほうからの出産一時金の対象となります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員。

○8番（井原正光君） つまり低所得者、要するにお金がなくて国保税を納められない、要するに国保に入れない人、社会保険じゃないよ。そういうはざまの人間がいるわけですよ。その人たちも、子供は出産するんですよ。

だから、そういう人たちの対策は、町としてどのように行うのかとそれをお聞きしたいんです。

○議長（大越勇一君） 松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） 低所得者で国民健康保険に入られていない方ということですか。そちらは……。

○8番（井原正光君） 加入していない人がいなければいい。全会員ならいいんだけど、そういう人がいた場合に困るなと思って。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） 今のところ、そういう該当はないかと思われま。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第33号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

本案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締切ります。

賛成全員です。したがって、議案第33号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第14、議案第34号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

[保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇]

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） 議案第34号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明いたします。

こちらは、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり令和5年3月28日付で専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、参考資料1をお願いいたします。

今回の改正理由は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令、令和5年政令第24号が令和5年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得基準額を改める必要があるため、改正したものでございます。

次に、改正内容について御説明いたします。

参考資料2の新旧対照表にて御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

第2条の課税額の改正になります。

第3項の後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額20万円を22万円に改めるものでございます。

次に、21条の国民健康保険税の減額の改正になります。

第1項は、後期高齢者支援金等課税額の減額後の賦課限度額20万円を22万円に改め、次のページになります。同項第2号は5割軽減の対象となる世帯で、被保険者及び特定同一世帯所属者1人の額28万5,000円を29万円に改め、次のページになりますが、同項第3号は2割軽減となる世帯で、被保険者及び特定同一世帯所属者1人の額52万円を53万5,000円に改めるものでございます。

同ページの下段の附則第3項の改正は、規定の適正により、規定中第21条第1項を第21条に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4項の改正についても同様であります。

次のページをお願いいたします。

第6項の改正についても同様であります。

次のページをお願いいたします。

第8項の改正についても同様であります。

次のページをお願いいたします。

第9項の改正についても同様であります。

下段の第12項の改正についても同様であります。

次のページをお願いいたします。

第13項の改正についても同様であります。

最後の9ページになります。

附則といたしまして、第1項の施行期日は、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項の経過措置は、令和5年度以後の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第34号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

本案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締切ります。

賛成全員です。したがって、議案第34号は承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開を14時25分といたします。

午後2時10分休憩

午後 2 時 2 5 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第15、議案第35号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

松永子育て支援課長。

〔子育て支援課長松永重生君登壇〕

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、議案第35号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明申し上げます。

こちらは、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分のおり令和5年3月31日付で専決処分したので、同項3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

改正理由でございますが、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により令和5年4月1日から施行されたことに伴い、町の基準を改める必要があるため、改正したものでございます。

参考資料の2の新旧対照表により御説明をさせていただきます。

1 ページ目をお願いいたします。

第6条の次に、次の2条を加えるものでございます。第6条の2、安全計画の策定等になります。

第1項は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所での日常生活における安全指導、職員の研修、訓練等を盛り込んだ安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないとするものでございます。

第2項につきましては、職員に対して、その安全計画の周知、職員の研修、訓練を定期的実施しなければならないものとするものでございます。

第3項は、利用者の安全確保に関して、保護者との連携が図れるよう、安全計画に基づく取組の内容について周知しなければならないとするものでございます。

第4項につきましては、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うとするものでございます。

2 ページ目をお願いいたします。

第6条の3として、自動車を運転する場合の所在の確認でございます。所在を加えるものでございます。これは、利用者が事業者外での活動等のための移動やその他の移動のために自動車を運転するときは、利用者の乗車及び降車の際の所在を確認、所在を確実に把握する方法により所在を確認しなければならないとするものでございます。

次に、第12条の次に1条を加えるものでございます。

第12条の2，業務継続計画の策定等になります。

第1項は、感染症や非常災害の発生のとき、発生時において、利用者に対する支援の提供、非常時の早期業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めなければならないとするものです。

第2項は、職員に対して、業務計画の周知、職員の研修、訓練を定期的実施するよう努めなければならないとするものでございます。

第3項は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めるものとするものでございます。

第13条は、衛生管理等についての規定ですが、3ページをお願いいたします。

第2項中、必要な措置を講ずるを職員に対して、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないとし、必要な措置を明確化するものでございます。

附則の第1項でございますが、第1項施行日として、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項、経過措置としまして、第6条の2の規定については、令和6年3月31日までの経過措置を定めております。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） 第6条の安全計画というのは、どのような計画なんだか、その辺説明してください。

○議長（大越勇一君） 石井議員の質疑に対する答弁を求めます。

松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） それでは御質疑にお答えいたします。

安全計画は、放課後児童クラブの設備点検に関する事、また、バスの運行時の事業所、施設外での活動等において、安全確保として児童の把握や児童の見落としがないようにすることなどが計画に盛り込まれているものでございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） だから、具体的にその安全計画、今言ったのだけれども、誰がそういうことをしているのか、その辺もっと細かく言ってください。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） この安全計画は町のほうで作成して、各児童クラブ等

に運用して、それを保護者の方にも周知するというような形の計画でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） だから、町がつくって事業者にそれを配付するだけで、あとは事業者がそれをきちんと守ってやっていきなさいというようなことですか。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） これは、町のほうで点検とか訓練とかそういうのを実施しますので、つくったものを事業所、児童クラブにこれでやってくださいよと言うだけではなくて、町が中心になって安全計画のほうは進めてまいります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 2番本谷 孝議員。

○2番（本谷 孝君） 本谷でございます。このたびの今の児童の安全確保というところから申し上げまして、昨年あるいは一昨年、非常にバスの中での置き去りということで保育園、小学生、それから幼稚園児、あるいは中学生までそういった命を落としてしまうという悲しい案件が全国で発生しまして、そういったところからこういったものが作成されてきているのではないかと推測できるのでございますが、実際先ほどのところで、念のため確認です。

2ページ目ですね、補足。参考資料の2ページ目です。自動車を運行するときはとありまして、先ほど松永課長のほうからは運転という言葉が出ていたんですけれども、運転と運行でいきますと、いわゆるあくまでも放課後の児童の移動に関してはやはり運行ということでいくと思うんですけれども、そこは正しいのは運転ではなくて運行ということで、こちらに記載されていますから単純に読み間違いで、運転ということではよろしいですね。よろしいですね。それはそれでよろしいですね。運行ということにこれ書いてありますけれども、運行でよろしいですね。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） 申し訳ございませんでした。この件につきまして、運行ということをお願いいたします。申し訳ございません。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝議員。

○2番（本谷 孝君） それで、実際にここで言う職員というのは、今先ほど石井議員のほうからも質問があったところでいきますと、役場の職員というふうにとればよろしいですか。それとも運行ということになると、いわゆる今回バス会社の者が放課後の子供たちを学童保育まで、例えば文間小だったり文小だったり児童を運行するわけですね。運行するわけですけれども、先ほども石井議員からもありましたが、具体的な訓練だとか、あるいは訓練を定期的実施するというところで、定期的というのはどのぐらいの周期で考えていらっしゃるのか。

それから、まだ決まっていなければ決まっていないで結構です。これから暑くなってまいりますので、本当にこれはいつきの油断もできませんし、万が一のことがあっては誰も責任が取れない重大な事件になってしまいますね。そこをくれぐれも事件、事故等につながらないようにということで、具体的にどのような周期で、どのようなそういう訓練をやろうとしているか、やっていかなければならないのか。それを保護者の生の声を吸い上げながら安心して、子供たちが放課後健全に過ごせるようにぜひ期待して、質問させていただきます。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） 確認のほうなんですけれども、バスでの運行の場合には、バスの運転士及びまたは児童クラブの支援員という形になるかと思えます。

また、訓練のほうはまだ計画はしてないんですけれども、最低でも1回以上は、1回から2回、訓練が必要になってくるかと思われます。これからその計画につきましては、策定のほうをしていきたいと思えますので、そのときはまた御説明申し上げたいと思えます。以上です。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝議員。

○2番（本谷 孝君） そこですごく気になるのが、いわゆるこのバスの運転に関わる方の定着率、これが全国的に見まして非常に低いという数字が出ています。具体的な数字は、すみません、今私は押さえておりません。ただ、定年後のある程度の年配の方中心にそのバスの運転に関わるんですけれども、ころころ変わって子供たちの顔も覚えられなかったり、あと、いろいろなところが、途中でいい加減にやってみたり、あるいはこの間、各小学校、特に小文間小のたった2台のスクールバスのところ、朝の段階だけでもプツとなんてクラクションを鳴らしてみたり、あるいは早く行けという意味でしょうか、いつまでもその暖機運転をしていて焦らせるような、そういう光景を私目の当たりにしたんですね。職員教育だとか社員教育、これは幾らやっても、私たちがあるいは役場の皆さんが幾ら頑張っても、ある程度の年齢になってしまうと、そのときは分かっていたりしていても結局実際の現場でそういう場面があると、保護者からしますと非常に不安です。

それから先日、私、利根小学校スタートして、初めての雨の日です。ずっと天気はよかったですけれども、初めて雨が降った日に現地を見に行きました。そして、先生がお一人で見ていたんですね。13台のバスが現地に入っていて、お一人で見ていたんです。

○議長（大越勇一君） 本谷議員に申し上げます。質疑は端的にお願いいたします。

○2番（本谷 孝君） はい。その光景を見たときに、安全・安心、保護者が安心できる、あるいは子供たちが安全に登下校、あるいは学童保育への移動ができるというところを、くれぐれも事故が起きてからでは遅いですから、そこをやはりどのようにやっていくかというのを。何回はやりますというの分かるんですけれども、何回というのを内容と回数だったり、そのやり方ある程度変えないと、やっていかないというところを心配してお

りますので、その辺はくれぐれも、教育委員会も含みだと思っんですけれども、しっかりやっていたきたいと。これをちょっと申し上げて討議を終わります。

○議長（大越勇一君） 答弁はよろしいですか。

○2番（本谷 孝君） はい。

○議長（大越勇一君） 質疑を打ち切ります。

3番佐藤眞一議員。

○3番（佐藤眞一君） 私も初めてなので、特別な用語が出ているのでそれを御説明いただきたいんですけれども、利根町放課後児童健全育成事業というのは具体的にはどういう会社なんでしょうか、事業者。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） これは、主に児童クラブの運営に関することでございます。今回のものは、施設とかそういう自動車とか、そういうのも含みでのものです。また別個に、児童クラブの規定は、規定のほうで別に設けております。全体的には、児童クラブのほうの運営に関することでございます。

○議長（大越勇一君） 挙手をして指名をしてから質疑をしてください。

3番佐藤眞一議員。

○3番（佐藤眞一君） ただ、用語が分からなかったのでお聞きしただけです。学童保育に関わる問題ではないかなと思って、私もいろいろそういうテーマを考えていたので、ただお聞きしただけです。

以上です。

○議長（大越勇一君） 8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 1点だけお聞きしたいと思います。

今回はこの安全計画の策定等の規定を定めるものがございますけれども、経過措置を見ますと、令和5年4月1日からこれを適用するとなっているんですが、それが今度、令和6年3月31日までの間はこの文言が弱くなっているんですよね。講じなければならないのを講じるよう努めなければならないと、こういうふうになって、弱くなっているんですね。

こういうことで果たしてこの安全が守れるのかどうなのか、その1点だけお聞きしたい。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） 今回のこの条例の一部改正につきましての講じなければ、努めなければならないというのは、国のほうの改正の文言の中でこのような形になっているので、このような形で町のほうも改正しているわけがございますけれども、安全に関しては徹底して、計画のほうを立ててやっていきたいと考えておりますので、そこら辺は今後見守っていただければと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 国のほうはこうなっているにしても、町として、それをいかにそれ以上に安全管理をどうするかということは、まず別に決めなくては、いま課長の言葉だけでは信用できないので。何ら即その施行規則が何か決める予定があるのかどうか、それをお聞きします。

○議長（大越勇一君） 松永子育て支援課長。

○子育て支援課長（松永重生君） 今後ですけれども、この業務継続計画をつくってまいりたいと思います。そのときはまたお諮りしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大越勇一君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第35号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

本案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 賛成全員です。したがって、議案第35号は承認することに決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第16、議案第36号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

蜂谷財政課長。

[財政課長蜂谷忠義君登壇]

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第36号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算でございますが、歳入につきましては年度末に各種交付金や補助金等の額が確定したこと、歳出につきましては事業費の額が確定したこと、これに伴いまして、補正予算措置を年度内に行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告するとともに承認を求めるため、提案するものです。

5ページをお願いいたします。

第2表繰越し明許費補正でございます。

款9教育費、項2小学校費、事業名が小学校統合事業で782万1,000円の計上となります。

これは、工場での複合遊具製作が遅延しておりますので繰り越すものです。

第3表債務負担行為補正でございます。事項、行政評価システム完了で、財務会計システムと同時に令和4年度中の導入を予定しておりましたが、決算後の令和5年度に行政評価システムを使用することから、期間を変更するものです。

6ページをお願いします。

第4表地方債補正でございます。起債の目的で、過疎対策事業債は、限度額5億8,620万円を5億2,500万円に減額するものです。こちらは事業費の確定に伴うものでございまして、内訳につきましては、歳入の款21町債、目2過疎対策事業債で御説明いたします。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款1町税から11ページの款10地方交付税までは、令和4年度の交付額確定によるものです。

款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金は360万4,000円を増額するもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、交付金対象事業の事業費確定によるものです。

次に、目7教育費国庫補助金は193万3,000円を減額するもので、学校施設環境改善交付金は、空調設備工事の補助対象床面積が変更になったことによるものです。

12ページをお願いいたします。

款17寄附金、目1一般寄附金は15万7,000円を増額するもので、一般寄附金は、明治安田生命保険相互会社つくば支社より寄附をいただいたものです。

次に、目2総務費寄附金は140万7,000円を増額するもので、がんばる利根町応援寄附金、いわゆるふるさと納税は220万7,000円の増額となりまして、令和4年度におきまして、申込み件数が1,731件で2,720万7,000円となります。利根町地方創生応援寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税は80万円の減額となりまして、令和4年度におきましては、申込み件数が2件で20万円となります。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金は6,557万7,000円の減額で、今回の補正予算の財源調整でございます。

次に、目4がんばる利根町応援基金繰入金は864万6,000円の減額で、高齢福祉の充実事業として、シルバーカー購入費補助金の額が確定したこと及び親水公園木道改修工事について、コロナ交付金を充当したことにより繰り戻すものです。

次に、目5利根町都市計画事業基金繰入金は141万円の減額で、利根フレッシュタウン北側、雨水路改築工事の事業費の額が確定したため、繰り戻すものです。

次に、目6利根町農業経営基盤強化基金繰入金は1,000円の減額で、多面的機能支払い交付金事業の事業費確定により繰り戻すものです。

款21町債、目2過疎対策事業債は6,120万円を減額するもので、こちらは、第4表地方債補正の内容でございまして、いずれも事業費の確定により、過疎対策事業債を減額する

ものです。

款22自動車取得税交付金，目1自動車取得税交付金は10万円を増額するもので，日野自動車株式会社の不正行為に係る自動車税等の不足税額に伴う交付金となります。

13ページをお願いします。

歳出でございます。歳出の補足説明につきましては，契約差金やコロナ交付金対象事業の事業費確定による減額及び過年度分の返還金を除き御説明いたします。

款2総務費，目7地域振興費は17万6,000円を減額するもので，利根町地方創生応援寄附金募集事業は，歳入で御説明しましたとおり，企業版ふるさと納税額が当初見込みより少なかったことによるものです。

次に，目9行政事務改善費は33万9,000円を減額するもので，行政改革推進事務は，債務負担行為補正で御説明しましたとおり，行政評価システムの導入が令和5年度からになることによるものです。

14ページをお願いいたします。

項2徴税費，目2賦課徴収費は20万2,000円を減額するもので，税務関係電算事務費は，特別徴収税額通知書の電算化に係るシステム準備業務が令和5年度に変更になったことによるものです。

15ページをお願いします。

款5農林水産業費，目5農地費は，歳入で御説明しましたとおり，多面的機能支払い交付金事業の事業費確定による財源の組替えです。

次に，目6農村環境整備事業費は，親水公園木道更新工事にコロナ交付金を充当したことによる財源の組替えです。

16ページをお願いします。

款6商工費，目3観光費は，観光協会助成事業の事業費確定に伴う過疎対策事業債ソフト分の充当見直しによる財源の組替えです。

款7土木費，目3下水道費は141万円を減額するもので，利根フレッシュタウン北側雨水路改築工事の事業費確定によるものです。

17ページをお願いします。

款9教育費，目4教育研究指導費は，先ほど御説明しました，款6商工費，目3観光費において財源の組替えを行ったことにより，過疎対策事業債ソフト分を小中学校非常勤講師配置事業に充当するものです。

19ページをお願いします。

款11諸支出金，目4がんばる利根町応援基金費は220万7,000円を増額するもので，歳入で御説明しましたとおり，寄附の申込みが増えたことにより，これを基金に積み立てるものです。

20ページをお願いします。

次に、目10利根町地方創生応援基金費は80万円を減額するもので、こちらも歳入で御説明しましたとおり、利根町地方創生応援寄附金が当初見込みより少なかったことによるものです。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） まず、歳入について伺います。今回主な財源として、特別交付税あるいは地方消費税が充てられております。特に、この特別交付税4,487万1,000円について伺いますけれども、3月の補正でも触れたかも分かりませんが、この特別交付税、町の特別に財政事情があって町が申請していただくものなんですけれども、今頃来ても、計上しても、ただ単に財政調整基金との調整だけで何ら町の住民のためになってないんですね。そこで、この特別交付税を申請するに当たっての町の財政事情等の中身、これは何だったのか。どういうことで申請したのか、それについてお聞きしたい。

歳出のページ13、コロナ返還金888万5,000円が計上されておりますけれども、この中身について事業内容がどういうことが縮小されたのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、19ページの図書館の空調工事、行部床面積どうのこうのと説明があったかと思うんですが1,922万5,000円、この詳細について説明してください。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 特別交付税につきまして、通常分ということになってございまして、町の受入れが3月24日に入ってきたものなので、この時期でないと、専決しかやりようがなかったというのが実情でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） 新型コロナウイルス感染症の返還金でございますが、こちらは令和3年度分の返還金でございます。令和3年度分で約1億5,000万円の交付金を受けておりましたが、実際の支出額が約1億4,000万円ということで、その差額分を返還するという形になってございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 弓削生涯学習課長。

○生涯学習課長（弓削紀之君） それでは、19ページの日8図書館費、節14工事請負費、図書館空調設備改修工事の1,922万5,000円の減額につきまして、当初予算計上時に新型コ

ロナの影響によります建設資材等の高騰分を見込み計上していただくため、その分と契約差金を減額するものです。内訳としましては、高騰分1,543万円、契約差金が379万5,000円となっております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原正光議員。

○8番（井原正光君） 少し細かくなりますけれども、特別交付税3月24日受けるということなんですけれども、特別交付税の申請したその内容、町はこういうことでもって、特別な財政事情があってお金がないから、この事業についてくださいよということですよ。だから、その内容はどういう形でもって申請したのか、その内容をお聞きしているんです。

それから、もう一つ、今、今度また歳入のほうなんですけれども、過疎債で今の図書館の分も含めていろいろ減額されていますよね、6,120万円かな、いろいろな事業合わせて。これは、事業決定が5月になって、出納閉鎖後の5月になってからの専決処分というのはおかしいのではないですか。事業は既にもう2月頃に決定していいわけでしょう。3月変更なんてあり得ないよ。

ですから、こういうことも含めて、別にもう起きたのはしようがないのだけれども、今後の事務処理も含めて、もう少し確にやってくださいよ。いろいろな理由はあるでしょうけれども、コロナとか選挙だとかということを頭にくっつけて説明するかも分かりませんが、そうではなくて、本当の本来の姿でもって、実は事業はこういう形で遅れたんだ、今後はこういうことがないようにという、そういう言葉が私はお聞きしたいですよ。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） お答えします。

特別交付税につきましては、こちらは普通交付税の補完的な機能を果たすようなもので、普通交付税の算定期日後に生じた災害、また基準財政需要額、または基準財政収入額の算定に反映することができなかった特別の事情を考慮して交付されるとされております。

こちらの特別交付税につきましては、地方交付税総額の6%に相当する額と決まっております。こちらの交付時期につきましては、12月中に特別交付税総額の3分の1以内の額、残りの額については3月に決定交付という流れになってきます。だから、一応町のほうでも、この補完的なものでやる基準財政需要額、それに算定に反映することができなかったものについては上げているところがございますが、総額が決まっている中で、時期も決まっているので、出したもの全部出ているような状況ではないというような状況となっております。それで、どうしてもこの特別交付税につきましては、この専決処分という形を取らざるを得ない状況となっていることを御理解いただければと思います。

○8番（井原正光君） 事業費の決定は。

○議長（大越勇一君） 蜂谷財政課長。

○財政課長（蜂谷忠義君） 一応今回の決定通知につきましては、通知は3月22日付で町

のほうに届いている状況でございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第36号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第10号）の専決処分についてを採決いたします。

本案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 賛成全員です。したがって、議案第36号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君） 日程第17、議案第37号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

飯島生活環境課長。

〔生活環境課長飯島 弘君登壇〕

○生活環境課長（飯島 弘君） 議案第37号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について補足して御説明申し上げます。

こちらは、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

4ページを御覧ください。

初めに、歳入でございますが、款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金は141万円を減額するもので、雨水路改築工事費確定に伴う減額でございます。

次に、歳出でございます。款1下水道費、項1下水道費、目2公共下水道維持管理費は141万円を減額するもので、フレッシュタウン北側の雨水路改築工事費の確定に伴う節14工事請負費の減額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第37号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてを採決いたします。

本案を承認することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締切ります。

賛成多数です。したがって、議案第37号は承認することに決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第18、議案第38号 利根町監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、新井邦弘議員の退場を求めます。

〔6番新井邦弘君退場〕

○議長（大越勇一君） 補足説明を求めます。

大越総務課長。

〔総務課長大越達也君登壇〕

○総務課長（大越達也君） 議案第38号 利根町監査委員の選任について補足して御説明申し上げます。

本案は、利根町監査委員に下記の者を選任したいので、同意を求めるものでございます。

- 1 住 所 利根町大字布川3311番地2
- 2 氏 名 新井邦弘
- 3 生年月日 昭和33年5月17日

提案理由でございますが、利根町議会議員のうちから選任すべき監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案するものでございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

8番井原正光議員。

〔8番井原正光君登壇〕

○8番（井原正光君） 8番井原正光です。私は、この議案に反対の討論をいたします。

内容は簡単です。新井邦弘議員は、町の商工会長を今務めております。町では、商工会に町の補助金として310万円を補助しています。この会長が監査委員では、正当かつ公平

な監査はできない。私はこのように思っております。

このために私は、監査委員の条例に対して、反対の討論をいたすものであります。
以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、賛成する議員の発言を許します。

10番山崎誠一郎議員。

〔10番山崎誠一郎君登壇〕

○10番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。賛成討論いたします。

我々議員は、法律、条例に沿って、町のやり方等に、まさに監査などはそのように見ていっているところでございます。法に触れたら、それは問題です。しかしながら、法に触れないで、今まで条例でやってきて、商工会のメンバーの人も議員でいらっしゃいました。そういったものを含めて、法に触れたら、それはまずいです。条例に触れたら、それはもう問題であります。しかしながら問題ないということでありまして、先日の全員協議会でもそんな意見も出なくて、可決したというところがございますので、いずれにしても問題ございませんと私は認識しております。法にも触れてございません。

以上により賛成いたします。以上です。

○議長（大越勇一君） 次に、反対する議員の発言を許します。

次に、賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第38号 利根町監査委員の選任についてを採決いたします。

本案を同意することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締切ります。

可否同数です。

〔「同数じゃない」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 賛成多数です。したがって、議案第38号は同意することに決定いたしました。

ここで、新井邦弘議員の入場を求めます。

〔6番新井邦弘君入場〕

○議長（大越勇一君） 監査委員に選任された新井邦弘議員に挨拶をお願いいたします。

○監査委員（新井邦弘君） ただいま監査委員に選任、同意をいただきました新井でございます。

私は、地方自治体の監査ということにつきましては初めてのことであります。これからは代表監査委員、または議員各位、行政事務職員の皆様方に勉強をさせていただきながら、

監査委員の職責を果たしていきたいと考えております。微力ではございますが、町民、納税者の立場に立って、誠心誠意熱意を持って、公正な態度で自分なりに工夫を凝らしながら監査に努める所存でございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

○議長（大越勇一君） 以上で本臨時会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和5年第2回利根町議会臨時会を閉会いたします。

なお、令和5年第2回利根町議会定例会は、6月2日金曜日を予定しております。

お疲れさまでした。

午後3時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会臨時議長 五十嵐 辰 雄

利根町議会議長 大 越 勇 一

署 名 議 員 山 崎 敬 子

署 名 議 員 本 谷 孝